

1-7 労災保険

✓ 仕事中にケガをしました。私は労災保険の対象になっているでしょうか？

✓ 雇用契約を結んでないと労災保険の対象になりませんか？

◎ 労災保険は、労働者を1人でも雇用していれば、全ての事業所に適用されます。

◎ 加入対象者は、雇用形態や名称に関わりなく、全ての労働者です。また、労働者でなくても加入できます(令和6年11月1日からフリーランスも特別加入の対象となります)。

労働災害（労災）

■ 労働災害とは、労働者が「業務上」又は「通勤途上」でけがや病気になることをいいます。

■ 「業務上」の災害といえるためには次の要件を満たさなければなりません。

①労働者が、事業主の指揮命令下に置かれている状態でけがをしたり、病気にかかったりしたこと(業務遂行性)

②労働者が従事している業務とけがなどとの間に客観的な関係があること(業務起因性)

■ 「通勤途上」の災害にあたるかどうかは、労働者が合理的な方法及び経路によって通勤していたかどうかなどを、総合的に判断して認定します。

■ 複数事業労働者に対する労働保険給付は、災害発生事業場と非災害発生事業場の賃金額を合算し、給付基礎日額を算定します。また、脳・心臓疾患や精神障害の労災認定に関しては、複数就業先での業務上の負荷を総合評価して、疾病等との間に因果関係を判断します。

労災保険とは

■ 労働災害が発生した場合に、労働者自身や遺族の生活を保護するために必要な給付を行う制度です。

■ 原則として、労働者を1人でも雇用していると、業種や規模に関係なく労災保険の適用事業所となり、事業主は保険加入手続をしなければなりません。

■ 雇用関係がある労働者であれば、全員が対象となります。また、中小企業事業主とその家族従業者、一人親方、海外派遣者などは、労働保険事務組合に加入することで特別加入(※)できる場合があります。

■ 保険料は事業主が全額を負担し、労働者の負担はありません。

(※)特別加入制度の詳細についてはこちら(厚生労働省ホームページ)

令和6年11月1日からフリーランスも対象となります。



労災保険の給付の種類

- 療養(補償)給付: 治療や診察を受けられます。
- 休業(補償)給付: 賃金が受けられない場合に、休業の4日目から給付基礎日額の8割(保険給付6割+特別支給金2割)が支給されます。給付基礎日額は、平均賃金(7ページ参照)に相当する額です。
- 傷病(補償)年金: けがや病気による療養を開始してから、1年6か月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合、年金が支給されます。
- 障害(補償)給付: 障害が残っている場合に、障害の程度に応じて年金又は一時金が支給されます。
- 介護(補償)給付: 傷病(補償)年金や障害(補償)年金の受給者のうち一定以上の障害等級等を有している方が、現に介護を受けている場合に、その介護に要した費用が支給されます。
- 遺族(補償)給付: 死亡した場合に、遺族に対して年金や一時金が支給されます。
- 葬祭料(葬祭給付): 葬祭を行った者に対して支給されます。
- 二次健康診断等給付: 会社の健康診断で一定の異常が認められた場合、二次健康診断と特定保健指導を受けられます。

労災保険の請求手続き

- 労災保険の給付を受けるには、労働者又はその遺族が、事業所所在地を管轄する労働基準監督署に請求書を提出します(療養(補償)給付は、医療機関に所定の様式の給付請求書を提出します。)
- 事業主には、労働者の請求手続きに協力する義務があります。
- 事業主の協力が得られないなどやむをえない時は、事業主の証明がなくても請求することができます。
- 保険給付の請求権は、2年(障害(補償)給付と遺族(補償)給付については5年)で時効により消滅します。時効の起算日は、給付の種類ごとに定められています。

労働災害・労災保険に関する関係機関・相談先

- ☞ 労働基準監督署(42ページ)
- ☞ 「働く人の相談室」ほか労働相談窓口(42ページ)
- ☞ フリーランストラブル110番(44ページ)